

ふるさと納税寄附金の 返礼割合は妥当か？

伊 藤 敏 安

1. 趣 旨

2014～2017年度における市町村のふるさと納税寄附金について、人口1人当たり寄附金の規模別に分析した伊藤（2020）によると、人口1人当たり寄附金が多くなれば総費用割合も返礼割合も大きくなっている。返礼割合の伸びに比べて寄附金の伸びが大きければ、地方団体は、返礼割合の引き上げによって寄附金のさらなる受入拡大を図ろうとするはずである。一方、寄附額から返礼品などの総費用を差し引いた残額は、返礼割合に依存している。返礼割合を高くすれば高くするほど望ましいわけではない。では、返礼割合について妥当な水準はあるのだろうか。

総務省は、ふるさと納税寄附金をめぐる地方団体間の競争が過熱してきたことから、返礼品を地場産品等に限定するとともに、寄附額に対する返礼割合を30%、総費用割合を50%とする基準を2019年度に導入した。しかし、依然としてこれを超える地方団体は少なくない。このような地方団体の行動には、寄附金の規模、返礼品をはじめとする総費用、寄附金を原資とする単独事業への支出、特定目的基金への編入と取崩しなどの要因が関係していると考えられる。

そこで本稿では、残額と単独事業費を確保できるかどうかという視点から返礼割合の適否を検討する。これにより、ふるさと納税寄附金制度の見直しあるいは改善に資することを意図する。

以下、第2節で問題の背景と先行研究を概観する。第3節では本稿の対象である市町村データの導出方法を説明する。第4節では寄附額と返礼品

調達費の関係、寄附額と残額の関係などの分析をふまえ、寄附額と総費用割合あるいは返礼割合のあいだに一定の関係がみられることを確認したうえで、残額や単独事業費と寄附額の関係について検討する。第5節でまとめと若干の示唆を述べる¹⁾。

2. 背景と先行研究

(1) ふるさと納税寄附金の返礼割合

市町村（以下、東京特別区を含まない1,718団体）におけるふるさと納税寄附金の総額は、制度が導入された2008年度とその翌年度にはそれぞれ65億円、2010年度に73億円にすぎなかった。東日本大震災が発生した2011年度に100億円に増加したが、2012年度には80億円に減少した²⁾。ところが2013年度に128億円、2014年度に370億円に増えたあと、控除限度枠が拡大され、「ワンストップ特例制度」が設置された2015年度には1,618億円に大幅に増加した。その後も2016年度に2,802億円、2017年度に3,602億円、そして2018年度には5,074億円の大台を記録した。2019年度には過度の返礼品競争を抑制する仕組みが導入されたことにより4,802億円に低下したが、それでも広島市の地方税収（2019年度）の2倍に匹敵する規模である。

2017年度以降については費用の内訳が集計されている。これによると、2017年度に総費用2,019億円（寄附金の56.0%）、うち返礼品1,402億円（同38.9%）であったが、2018年度には総費用2,806億円（同55.4%）、うち返礼品1,808億円（同35.6%）、そして2019年度には総費用2,258億円（同47.0%）、うち返礼品1,366億円（同28.4%）となっており、市町村全体で

- 1) 本稿でいう「寄附額」と「寄附金」、「調達額」と「調達費」はそれぞれ同じ意味で使用している。特に断らない限り、「返礼品」は「返礼品調達費」のことである。引用でない限り、「受入額」は「寄附額」または「寄附金」にいかえている。
- 2) ふるさと納税寄附金の額、件数、返礼品などの費用については、総務省「ふるさと納税受入額の実績等」による。都道府県と東京特別区への寄附金は非常に少ない。2019年度の場合、都道府県への寄附金は60億円、東京特別区への寄附金は13億円であり、都道府県・市区町村総計4,876億円の1.5%である。

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

は総費用割合も返礼割合も少しずつ低下している。

ふるさと納税寄附金について特筆すべきは、一部の市町村の取り組みが突出していることである³⁾。人口1人当たり寄附金が上位100市町村を取り出して全市町村に対する割合をみると、2017年度には寄附金の36.9%（実額ベースの上位100市町村では54.7%）、返礼品の40.1%（同58.4%）を占めていた。2018年度には寄附金の52.1%（同62.6%）、返礼品の58.3%（同68.2%）を占めるに至ったが、2019年度には寄附金の33.7%（同48.7%）、返礼品の38.1%（同51.3%）に低下している。

このような突出した市町村を中心に返礼品をめぐる問題が顕在化してきたため、2017年4月1日、総務大臣は、「返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること」という通知を出した（総税市第28号）。これは地方団体に責任と良識ある対応を要請したものであり、「返礼品の返礼割合の妥当な水準を3割とする趣旨ではありません」（総務省自治税務局市町村税課長、2017年4月1日、総税市第29号）とされる。

総務大臣は、翌2018年4月1日にも「返礼割合が3割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識ある対応を徹底するようお願いします」（総税市第37号）という通知を出している。

一部の地方団体の突出した取り組みを抑制して、制度の適切な運用を図るため、2019年3月の第198回通常国会において地方税法改正案が成立し、同年6月1日から適用開始された。これは「ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定に係る基準等を定める」（2019年4月1日、総務省告示第

3) 伊藤（2020）は、2017年度におけるふるさと納税寄附金が人口1人当たり5万円を超える90市町村を主たる対象にしている。2017年度の場合、これら90市町村は寄附金総額の34.7%、返礼品の37.8%を占めている。

179号) ことを目的としたもので、返礼割合についての基準が明文化された。これにあわせて総費用割合に関する基準も示された。

- ①返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第1号寄附金の額の100分の30に相当する金額以下であること（地方税法第314条の7第2項第1号）。
- ②各年度において第1号寄附金の募集に要した費用の合計額が、当該年度において受領した第1号寄附金の額の合計額の100分の50に相当する金額以下であること（総務省告示第179号）

人口1人当たりでも実額ベースでも寄附額の上位100市町村の占有率が2018年度から2019年度にかけて低下したのは、これらの規制が関係していることは間違いない。これに伴い、返礼割合が30%以上の市町村は、2017年度には半数近い829団体（1,718市町村の48.3%）を占めていたが、2018年度には456団体（26.5%）に減少し、さらに2019年度には156団体（9.1%）に減少した⁴⁾。それでもなお11市町村に1団体の割合で30%を超える市町村がみられる⁵⁾。

(2) 返礼割合規制に関する議論

ふるさと納税寄附金制度は2008年度に導入された。前年の2017年10月に総務省「ふるさと納税研究会報告書」が発表された。そのなかではふるさと納税の意義、控除方式、所得税との関係、地方交付税の取り扱いなどについて議論されているが、返礼割合のことには言及されていない。返礼品

4) 以下で金額に関する階層をみるとときには「以上、未満」で区分している。「30%を超える」というときには「30%以上」を意味する。

5) 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」では、費用の内訳を返礼品調達、返礼品送付、広報、決済等、事務、その他に区分して地方団体に調査をおこなっている。本稿でいう「返礼割合」は寄附額に対する返礼品調達費用の割合をみたものであり、「総費用割合」とは寄附額に対する総費用の割合をみたものである。これに対し鈴木（2019）は、返礼品の送付費用を調達費用に含めて回答している地方団体がみられるため、寄附額に対する総費用を「返礼割合」としている。

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

のことが問題視されはじめたのは、寄附額が急増してきた2014～2015年度あたりからである。2015年度には控除限度枠が拡大され、「ワンストップ特例制度」が導入された。これにあわせて総務省は地方団体に「良識ある対応」を求めている。具体的には、返礼品が寄附の対価であるとの誤解を招きかねない行為を避けること、換金性の高いものや高額なものを返礼品にしないことなどである（2015年4月1日総税企第39号）。

にもかかわらず返礼品競争が沈静化しないため、総務省は有識者に対する意見聴取をおこない、その結果を2017年4月に「ふるさと納税の返礼品に関する有識者の意見」として公表している。返礼割合については、次のような意見が述べられている。

- ・平成26年度の全国平均であるか、それより下の3割程度を上限とすべき。
- ・1件当たりの返礼額については、平均的年収のふるさと納税ができる枠に返礼割合3～4割を掛け合わせると、5万円から10万円が上限ではないか。
- ・社会通念上のお返しだと考えれば、3割程度が上限ではないか。返礼品の調達に3割だとすれば、送料や広報費用等も含めて少なくとも半分以上の額が自治体に残ることになる。

これとは別途、総務省は、地方団体とその実務者に対して意見を聴取し、2017年4月に「ふるさと納税の返礼品に関する全国知事会・全国市長会・全国町村会の意見」ならびに「ふるさと納税の返礼品に関する地方団体の実務者の意見」として公表している。返礼割合については、次のような意見があげられている。

- ・寄附額が返礼品の調達や送付の費用に費やされ、結果的に事業に充当すべき財源が目減りしているなどの弊害があるとする都市もある（全国市長会）。
- ・返礼は節度を持って対応すべきであると考えているものの、現状においては、自治体の自主性に任せているだけでの適正化は困難であり、国において、返礼品に対する一定の基準やルールを設けるべきとする都市が

多い。その一方で、返礼品について規制するのではなく、各自治体の判断により、節度を持った運用を目指すべきとする都市もある（全国市長会）。

- ・過度の返礼品競争は本来の制度の趣旨から問題があり、国による返礼品の全国的な一定の基準、ルール等を設けるべきである。返礼率に上限を設けるべきとの意見もある。一方、過度な制限は自治体の裁量を狭めるため、慎重であるべき、自治体の良識ある対応に任せるべきであるという意見もある（全国町村会）。
- ・返礼品送付や広告費等を含めて寄附額に対する半分以下とすることがわかりやすく、そのため返礼割合は4割程度でよいのではないか（実務者）。
- ・返礼割合は社会通念からして2～3割がせいぜいではないか（実務者）。

有識者や地方団体に対する意見聴取の結果をうけて、総務省自治税務局市町村税課課長補佐〔当時〕の吉井（2018）は、「当初の寄附金額の5割以上が残る状態にするためには、返礼割合を3割以下に抑制する必要がある」としている。とはいえ深澤（2019）が指摘するように、返礼割合3割という基準の設定理由について「今のところ政府の側から説得力のある説明がなされているとは言い難い」のが実情である。

次項で紹介するとおり、深澤（2019）は、ふるさと納税寄附金の返礼品問題を租税競争の点から考察しようとしている。そのような問題意識からすると、吉井（2018）の提案のように「返礼品の提供後に寄附金額の5割以上を自治体の側に残させたとしても、そのことが個々の自治体を返礼品競争から撤退させる上で十分な対応であるとは限らない」ことになる。むしろ深澤（2019）は、返礼割合に上限を設定することが「事実上の租税競争を抑止する上で有効な水準であるのか否かが、1つの論点となり得よう」とみている。

(3) 先行研究

深澤（2019）は、ふるさと納税寄附金について「実際のデータを踏まえた分析を試みている先行研究となると、その数は必ずしも多くない」としたうえで、主な先行研究を2つの類型に整理している。深澤（2019）を敷衍すると、ふるさと納税寄附金に関する実証研究として以下のようなものがある（第1と第2が深澤（2019）のいう2つの類型に相当する）。

第1は、寄附の動機にかかわる研究である。例として西村ほか（2017）、Yamamura et al.（2017）がある。前者は市町村へのアンケート結果と財政データを組み合わせた分析であり、後者は寄附額と返礼割合の関係からアプローチしている。これらは利己的・利他的動機の両面から検討しているのに対し、武者（2019）と宮本・宮野（2019）はいわば利己的動機に着目したものである。一方、高橋ほか（2019）は、個人を対象に互酬性意識の点からふるさと納税と一般の寄附を比較している。

第2は、寄附金を受け入れた地方団体の特性や財政状況に着目した研究であり、例として橋本・鈴木（2016）、鈴木・橋本（2017）、伊藤（2020）などがある⁶⁾。

第3は、制度の外部効果に関する研究であり、深澤（2019）、末松（2020）がある。深澤（2019）は、返礼品競争等による国内経済へのゆがみについて「実際のデータに基づき十分な分析を行っている研究は、今のところ見当たらない」としている。末松（2020）も、「返礼率を被説明変数とする実証分析は、これまでほとんど行われていない」としている。両研究では、地方団体間において返礼品をめぐる租税競争が起きていることが明らかにされている⁷⁾。

6) 伊藤（2020）は、2017年度における人口1人当たり寄附額が5万円を超える90市町村（突出群）を対象に、これら90市町村と人口が同規模の90市町村（対照群）と比較しながら、市町村の属性（市町村合併の経験、特定被災地、防衛施設等の立地、電源立地など）、2017年度の財政状況、2014～2017年度における財政状況の変化などについて分析している。

7) 深澤（2019）が整理しているとおり、地方団体間の水平的外部性だけでなく、

第4は、ふるさと納税寄附金による地域経済効果に関する研究である。この分野の研究はありそうだが、実際には少ない。事業構想大学院大学出版部（2017）は、10市町村について産業連関表をもとに返礼品調達額による経済波及効果を試算している。重藤ほか（2020）は、産業連関表が整備されていない小規模町村などを対象に、地域内乗数3（Local Multiplier 3）分析に基づいて返礼品調達額による域内雇用者所得をシミュレーションしている⁸⁾。

第5は、ふるさと納税寄附金の受入額と個人住民税控除額の差額などからみた地方団体ごとの「収支」に関する研究である。例として鈴木・橋本（2017）、富田（2017）、矢部ほか（2017）、松田（2019）、磯道（2019）、須山（2020）などがある。

第6は、ふるさと納税寄附金の使途に関する研究である。使途に関する研究は案外少ない。そのなかで伊藤（2020）は、2017年度における人口1人当たり寄附額が5万円を超える90市町村（突出群）を対象に、これらの市町村と人口が同規模の90市町村（対照群）を比較しているが、人口1人当たり一般行政経費（単独事業費）のうち、人件費や積立金にかかわる総務費を除けば、民生費、衛生費、農林水産業費、教育費について両群間で有意差はみられないこと、2014～2017年度における商工費の伸びは突出群で高いが、2017年度の水準には有意差はないこと、突出群では特定目的基

国・地方間の垂直的外部性にも留意する必要がある。具体的には、寄附に伴う所得税からの控除の問題と個人住民税減少に対する地方交付税措置の問題である。

8) 事業構想大学院大学出版部（2017）では、返礼品調達額の1.4～2.2倍の経済波及効果があるとされる。重藤ほか（2020）では、返礼割合が30%であれば返礼調達額の40～70%が域内雇用者所得を押し上げるとしている。一方、伊藤（2020）は地方税への影響を分析している。これによると、2017年度における人口1人当たり地方税収入について突出群と対照群のあいだに有意差はみられないこと、2014～2017年度における個人住民税の変化率については突出群13.1%、対照群11.5%であり、突出群が大きいものの有意な差ではないこと、法人住民税の変化率については突出群7.1%、対照群14.9%であり、逆に対照群が有意に大きいことが指摘されている。

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

金の増加率が高いことなどを指摘している。

第7に、返礼割合にかかわる研究として鈴木（2019）、橋本・鈴木（2021）がある。鈴木（2019）は、返礼割合に関する総務大臣通知が出された2017年度について、返礼割合の変化を調べている（対象は都道府県と市区町村）。2016年度から2017年度にかけて、返礼割合が30%未満の地方団体は767から590へ減ったのに対し、30～50%の地方団体は785から958に増加している。これは、返礼割合30%という規制を「3割なら許容」と認識した自治体が増加したものと推察できる」としている。橋本・鈴木（2021）は、返礼割合の基準が明文化された2019年度について、寄附額の上位市町村を対象に返礼割合の変化を調べたものである⁹⁾。橋本・鈴木（2021）では、新制度の導入は2019年6月であり、4～5月に駆け込み寄附があったため、制度変更の影響を正しく把握しようとするれば「2020年度以降の数字がわかるまで待たなければならない」としている。

第8に、本稿では寄附額から総費用を引いた残額の問題も扱うことにしている。多少なりとも残額のこと言及している文献はあまりなく、Yamamura et al.（2017）、吉井（2018）、松田（2019）、橋本・鈴木（2021）などに限定される。

3. 対象とデータ

(1) 対象と年度

本稿の対象は市町村であり、都道府県ならびに東京特別区に対するふるさと納税寄附金は扱わない。対象年度は、「ふるさと納税受入額の実績等」を総務省が一括して公表するようになった2017年度から、返礼割合基準が

9) 総務省は、毎年度のふるさと納税寄附金について、「受入額の実績等」と「課税における住民税控除額の実績等」を公表している。前者は、会計年度ごとに寄附額や費用を集計したもので、企業等による寄附を含む。後者は、前年度のふるさと納税寄附金について暦年ベースで個人住民税の控除額を集計したものである。橋本・鈴木（2021）によると、後者には「多少の過小推計」の可能性があり、前者には「過大推計の可能性が生じている」とされる。

明文化された2019年度までの3カ年である。

ふるさと納税寄附金関係のデータは、総務省「ふるさと納税受入額の実績等」、同「ふるさと納税受入額及び受入件数」による。市町村の財政関係ならびに人口については、総務省「市町村別決算状況調」による。特定目的基金関係については、総務省「地方財政状況調査（個別データ）」による。

(2) 分布状況

ふるさと納税寄附金については市町村間の偏在性が大きい。図表1aは、2017～2019年度の3カ年データ（延べ5,154市町村）について、人口1人当たり寄附額を2,000円刻みにして階層別の分布状況をみたものである。寄附が「ない」という市町村は3カ年合計でも4団体にすぎない。全体のうち半数近い2,389団体（46.4%）では、人口1人当たり寄附額が2,000円未満にとどまる。その一方、312団体（6.1%）では人口1人当たり寄附額が5万円を超えている。その内訳は5～10万円176団体、10～30万円100団体、30万円以上36団体である。

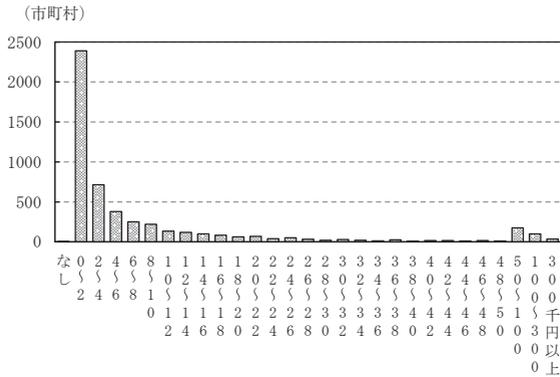
前述のとおり、人口1人当たり寄附額が上位100市町村の占有率は、2017年度には全体の3分の1を超える36.9%（実額ベースの上位100市町村の占有率は54.7%）であった。ところが、返礼割合30%という基準が打ち出された2019年度には33.7%（同48.7%）となり、人口1人当たりベースでも実額ベースでも上位100市町村の占有率は大幅に縮小した。2018年度まで増勢であった市町村間の返礼品競争は、2019年度になって抑制に転じたことは明らかである。

図表1bは、2017～2019年度の3カ年データについて、返礼割合を2%刻みにして階層別の分布状況をみたものである。人口1人当たり寄附額についてはべき乗分布の特徴がみられるのに対し、返礼割合については正規分布の形状をしている。年度ごとの変化をみると、2017年度から2019年度にかけてピークが左上方にシフトする。その結果、返礼割合28～30%の占

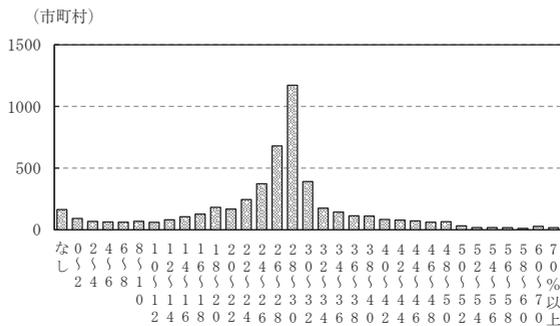
伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

図表1 市町村の分布状況（2017～2019年度合計）

a. 人口1人当たり寄附額



b. 返礼割合



- (注) 1. 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」2017～2019年度から作成。
 2. 対象は2017～2019年度の延べ5,154市町村（外れ値を含む）。

有率は3ヵ年合計では22.7%であるが、2017年度12.3%、2018年度25.7%、そして2019年度には30.2%に拡大した。

(3) 外れ値の扱い

図表1から推察されるとおり、市町村の分布状況には極端な数値が出てくる。たとえば3ヵ年合計でみると、人口1人当たり寄附額が50万円を超える市町村が16団体（延べ5,154市町村の0.3%）、返礼割合が100%を超え

る市町村が5団体（同0.1%）ある。その一方、「返礼なし」（ふるさと納税寄附金が「ない」4団体を含む）という市町村が164団体（同3.2%）ある。

本稿の目的は、返礼割合に関するデータから有意な傾向や特徴を導き出すことである。そのため、下記の方法により外れ値を除外する。

- ①人口1人当たり寄附額と返礼割合について、Smirnov-Grubbs検定（両側）により5%水準を超える市町村を除外する。
- ②返礼をしていない市町村（寄附金がない市町村を含む）を除外する。
- ③寄附額から総費用を引いた残額がマイナスとなる市町村を除外する¹⁰⁾。
- ④これらの方法を各年度に適用し、各年度の合計を3ヵ年データとする。

以上により、人口1人当たり寄附額などが突出して大きい市町村は除外される。以下の対象は、2017年度1,471市町村（うち返礼割合が30%を超えるのは692団体、47.0%）、2018年度1,504市町村（同350団体、23.3%）、2019年度1,529市町村（同132団体、8.6%）、合計で延べ4,504市町村（同1,174団体、26.1%）である¹¹⁾。寄附額の合計は2017年度1,798億円（外れ値除外前の寄附金総額の49.9%）、2018年度2,035億円（同40.1%）、2019年度2,795億円（同58.2%）である。

次節ではこのような3ヵ年のプールデータをもとに傾向や特徴を検討する。必要に応じ年度ごとに詳しくみていくことにする。

-
- 10) 総費用が寄附額より多く残額がマイナスになる市町村は、2017年度15団体、2018年度7団体、2019年度5団体である。磯道（2019）によると、総費用が寄附額を超える理由として、業務委託費に比べて寄附金の集まりが少なかったこと、前年度の返礼品発送が次年度にずれ込んだことなどがあげられている。
 - 11) 静岡県小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町は、制度の趣旨を逸脱して募集をおこない、多額の寄附金を集めたことから、2019年3月の特別交付税の配分において減額がなされるとともに、2019年6月から2020年7月まで特例控除の対象から外された。本稿の対象である延べ4,504市町村には、これら延べ12市町のうち2019年度の高野町のみ含まれる。

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

4. 分析と考察

(1) 寄附額と費用の関係

磯道（2019）は、2018年度の市区町村におけるふるさと納税寄附金について、寄附額（実額）と返礼割合のあいだに「明確な相関は見いだせなかった」としている。松田（2019）は、2017年度における都道府県・市町村への寄附金を都道府県別に集計して寄附額（実数）と返礼割合の関係を調べている。その結果、「特段の相関関係はみられない」としている。

一方、2015年度の市区町村におけるふるさと納税寄附金について分析した Yamamura et al.（2017）では、寄附額（対数）と返礼品調達額（対数）のあいだに正の相関があり、返礼品なしの市区町村を除くと返礼品調達額の伸びに対して寄附額の伸びがより弾力的であるとしている。2017年度の北海道の市町村におけるふるさと納税寄附金を対象にした武者（2019）でも、人口1人当たり寄附額（対数）と返礼割合のあいだに相関が認められるとしている。さらに2017年度の市町村におけるふるさと納税寄附金を扱った伊藤（2020）では、人口1人当たり寄附額が増大すれば総費用割合も返礼割合も増大することを示している¹²⁾。

実際、返礼品を充実すれば寄附額が増大することは市町村自身が認めている¹³⁾。かといって Yamamura et al.（2017）が指摘するとおおり、「返礼品調達額を増やせば純収入〔残額〕は増えない」のは当然である。では、いわば転換点のようなものはあるのだろうか。

12) たとえば人口1人当たり寄附額が100～500円、500～1,000円であれば返礼割合は20%台であるが、1,000～5,000円、5,000～10,000円であれば30%を超え、1～5万円、5万円以上であれば39%台になっている。

13) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」（2017年度）では、寄附額が前年度から増加した地方団体にその理由を尋ねている。全体（N=1,159）では、第1位の「ふるさと納税の普及、定着」73%に並んで「返礼品の充実」71%が第2位にあげられている。「返礼品の充実」については、人口1人当たり寄附額が5万円を超える突出群（N=79）では71%、その対照群（N=61）では56%であり、大きな差がみられる（順位付け回答を複数回答として再集計。伊藤（2020）を参照）。

図表2aは、2017～2019年度の3ヵ年データ（外れ値除外後、延べ4,504市町村）について、人口1人当たり寄附額の階層別（1,000円刻み）に人口1人当たり総費用と返礼品調達費の関係をみたものである。一見して明らかなおと、寄附額が増大すれば総費用も返礼品調達費も直線的に伸びている。45度線と総費用のあいだが残額である¹⁴⁾。図表2bは、人口1人当たり寄附額と人口1人当たり残額の関係をみたものである。45度線と残額のあいだが総費用である。

人口1人当たり寄附額をより多く獲得すれば、返礼品などに費用をかけても残額はより多くなる。であれば、市町村が返礼品の充実をみずから抑制しようとしなないことは首肯できる。深澤（2019）と末松（2020）は、返礼品競争に関する地方団体間の相互参照行動を分析している。これを外在的なインセンティブとすれば、本稿でいま述べたことは、ふるさと納税寄附金制度そのものに内在するインセンティブと呼べるかもしれない。

図表2a・bを仔細にみると、次のことが指摘される。

- ・人口1人当たり寄附額が22,000円程度まで人口1人当たり返礼品調達費は6,000円台であるが、寄附額が23,000円程度になると返礼品調達額が8,000円台に跳ね上がり、傾向線を超える。しかし、その後は寄附額が増えても返礼品調達額は8,000円台で横ばいになる。寄附額が30,000円前後になると返礼品調達額は相対的に低下し、傾向線を下回る。
- ・人口1人当たり寄附額が26,000円程度を超えると、人口1人当たり返礼品調達費が横ばい気味になることに対応して、人口1人当たり総費用は相対的に増加して傾向線を超えるようになる。しかし、寄附額が30,000円前後になると、総費用は大幅に低下する。
- ・これらの結果、人口1人当たり寄附額が25,000円程度まで、寄附額に比例して人口1人当たり残額は増加するが、寄附額が26,000～28,000円程度になると、残額は少し低下する。しかし、29,000円程度を超えると、

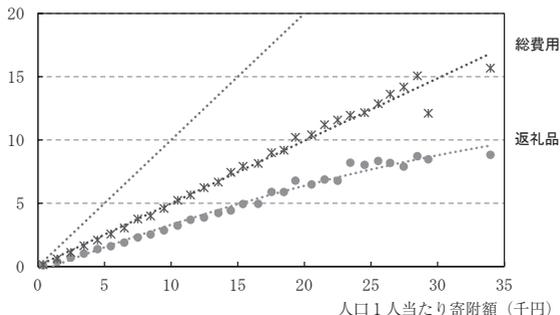
14) 総費用と返礼品調達費の差は、返礼品送付、広報、決済等、事務、その他の費用である。

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

図表 2 寄附額と返礼品・総費用・残額の関係

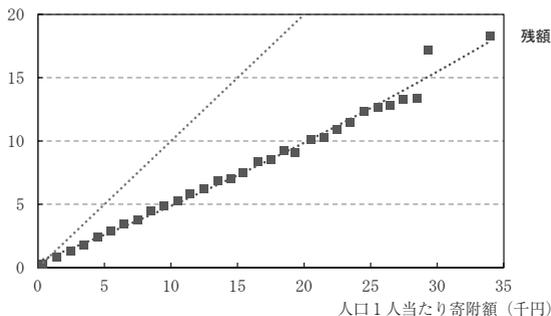
a. 返礼品と総費用

人口1人当たり総費用・返礼品（千円）



b. 残額

人口1人当たり残額（千円）



- (注) 1. 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」2017～2019年度から作成。
2. 対象は2017～2019年度の延べ4,504市町村（外れ値除外後）。
3. 人口1人当たり寄附額1,000円ごとの階層別集計。

残額は大幅に増加する。

なお、人口1人当たり寄附額に対して人口1人当たり返礼品調達額と総費用はほぼ直線的な関係にあるなかで、寄附額が29,000円以上の市町村では傾向線を外れてくる。これに該当する市町村は41団体であるが、いずれも3カ年のうち2019年度のデータである。ということは、返礼割合規制が関係している可能性がある。

そこで、これら41市町村について2018年度の平均と2019年度の平均を比

較してみた。すると、人口1人当たり寄附額は28,900円から33,600円に4,700円(16.1%)増える一方で、人口1人当たり返礼品調達額は11,400円から8,800円に2,600円(22.6%)減少し、人口1人当たり総費用は17,400円から15,400円に1,900円(11.2%)減少している。返礼品調達額を減らしても、寄附額が増えたことにより、総費用はそれほど減っていない。それでも人口1人当たり残額は11,600円から18,200円に6,600円(57.1%)の大幅増となった。

この間、返礼割合は33.0%から26.2%へ6.8ポイント低下した(総費用割合は54.5%から45.7%へ8.7ポイント低下)。返礼割合が30%を超える市町村は2018年度には41団体のうち19団体(46.3%)を占めたが、2019年度には6団体(14.6%)に減少している。

返礼割合規制が導入されたのは2019年6月であるが、橋本・鈴木(2021)によると、それまでの4～5月の2ヵ月間に「新制度移行前の駆け込み寄附が集中」したという。上記41市町村についても、2018年度に多くの寄附金を集め、2019年度にもその増勢が続いたものの、途中から返礼品の抑制に移行した様子をうかがうことができる。

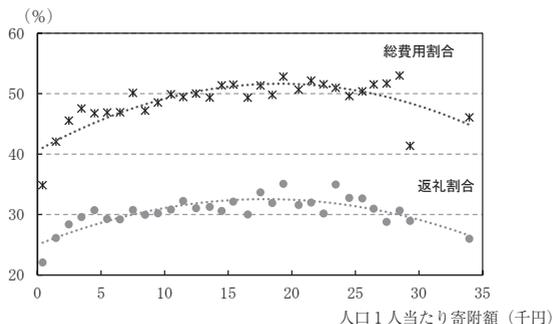
(2) 寄附額と総費用割合・返礼割合の関係

図表2は実額ベースであるが、図表3は、2017～2019年度の3ヵ年データ(外れ値除外後の延べ4,504市町村)について、人口1人当たり寄附額と総費用割合ならびに返礼割合の関係をみたものである。これによると、図表2aからも読み取れるように、人口1人当たり寄附額が一定の額になるまで総費用割合も返礼割合も上昇するが、その額を超えると低下する。

人口1人当たり寄附額に対して、総費用割合も返礼割合も逆U字の形状を描いており、それぞれ上に凸の2次関数に適合的であることがうかがえる。2次関数の推定結果は下記のとおりである。いずれも推定式のp値は1%未満であり、決定係数は0.64から0.67である(図表4を参照)。

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

図表 3 寄附額と総費用割合・返礼割合の関係



- (注) 1. 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」2017～2019年度から作成。
 2. 対象は2017～2019年度の延べ4,504市町村（外れ値除外後）。
 3. 人口1人当たり寄附額1,000円ごとの階層別集計。

y ：総費用割合， x ：人口1人当たり寄附額

$$y = 1.161x - 0.030x^2 + 40.584 \quad (F \text{ 値} 25.21, p \text{ 値} 0.000)$$

y ：返礼割合， x ：人口1人当たり寄附額

$$y = 0.841x - 0.023x^2 + 25.010 \quad (F \text{ 値} 28.83, p \text{ 値} 0.000)$$

これらの式から、人口1人当たり寄附額が19,000円の時総費用割合が51.6%で最大になり、人口1人当たり寄附額が17,900円の時返礼割合が32.5%で最大になると推定される。図表4は、年度ごとに2次関数の係数を推定したものである。いずれも推定式のp値は1%未満であり、決定係数は0.3台から0.6台である。図表3と図表4から下記のことが指摘される。

- ・ 総費用割合ならびに返礼割合が最大となる人口1人当たり寄附額は、2017年度から2018年度にかけて増加したあと、2019年度には減少した。この間、総費用割合ならびに返礼割合の最大値は低下している（2018年度の総費用割合については微増しているが）。2019年度の場合、人口1人当たり寄附額が19,000円台半ばのとき、総費用割合は47.1%、返礼割合は27.6%で、それぞれ最大になる。

図表4 寄附額と総費用割合・返礼割合の関係に関する推定式

a. 人口1人当たり寄附額と総費用割合の関係

	対象	a	b	c	p 値	決定係数	最大値	
							x	y
2017	27	1.892	-0.059	43.061	0.000	0.680	16.1	58.3
2018	29	0.734	-0.008	42.658	0.000	0.559	44.1	58.8
2019	31	0.747	-0.019	39.909	0.001	0.415	19.4	47.1
3 ヶ年	31	1.161	-0.030	40.584	0.000	0.642	19.0	51.6

b. 人口1人当たり寄附額と返礼割合の関係

	対象	a	b	c	p 値	決定係数	最大値	
							x	y
2017	27	1.141	-0.043	29.150	0.001	0.443	16.3	40.6
2018	29	0.666	-0.013	25.029	0.000	0.541	26.2	33.8
2019	31	0.354	-0.009	24.090	0.007	0.302	19.6	27.6
3 ヶ年	31	0.841	-0.023	25.010	0.000	0.673	17.9	32.5

- (注) 1. 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」2017～2019年度から作成。
 2. 各年度（外れ値除外後）の人口1人当たり寄附額1,000円ごとの階層別集計による。

- ・2019年度について少し詳しくみると、最大値の47.1%と総費用割合基準の50%（総務省告示）のあいだに1,529市町村のうち340団体（22.2%）が集中している。50%を超えるのは217団体（14.2%）である。同様に最大値の27.6%と返礼割合基準の30%（地方税法）のあいだに520団体（34.0%）が集中し、30%を超えるのは132団体（8.6%）である。このことから、総費用割合についても返礼割合についても、限度枠を目一杯利用している市町村が非常に多かったことがみてとれる。
- ・人口1人当たり寄附額が一定額を超えると、総費用割合も返礼割合も低下に転じる。これは、人口1人当たり寄附額が多額になれば返礼品などに費用をかけても、寄附額が大きいために総費用割合と返礼割合は逆に低下しうるからだと考えられる。実際、本稿でいう外れ値を主たる対象

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

にしている伊藤（2020）では、前述のように人口1人当たり寄附額が多い市町村では返礼割合も高いことが指摘されている。

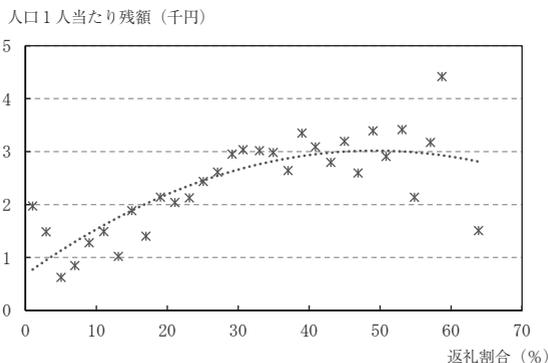
（3） 返礼割合と残額の関係

図表2でみたように、寄附額が増えれば返礼品調達費を増やしても相当の残額が得られる。しかし、残額は寄附額から返礼品などの総費用を引いたものであり、返礼品調達費をむやみに増やせばよいというわけでもない。図表5は、2017～2019年度の3ヵ年データ（外れ値除外後の延べ4,504市町村）について、返礼割合と人口1人当たり残額の間関係をみたものである。

これによると、返礼割合が20%あたりまで残額が比較的大きく伸びること、返礼割合が約40%になると伸びが緩やかになり、やがてピークを迎えること、返礼割合が40%台半ばあたりから、残額がより大きくなる市町村とより小さくなる市町村とに分かれることがみてとれる。

2次関数の推定結果は下記のとおりである。推定式のp値は1%未満であり、決定係数は0.616である（図表6を参照）。

図表5 返礼割合と残額の関係



- (注) 1. 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」2017～2019年度から作成。
2. 対象は2017～2019年度の延べ4,504市町村（外れ値除外後）。
3. 返礼割合2%ごとの階層別集計。

y : 人口1人当たり残額, x : 返礼割合

$$y = 0.095x - 0.001x^2 + 0.680 \quad (F \text{ 値} 22.49, p \text{ 値} 0.000)$$

この推定式から、返礼割合が49.2%のとき、人口1人当たり残額は3,000円で最大になることが分かる。図表6は、年度ごとに2次関数の係数を推定したものである。いずれも推定式のp値は1%未満であり、決定係数は0.3台から0.5台である

図表5と図表6から下記の点が指摘される。

- ・3ヵ年データでは、人口1人当たり寄附額からみた返礼割合の最大値(図表4bを参照)に比べて、人口1人当たり残額を最大にする返礼割合は約17ポイント大きい。
- ・2017年度については、返礼割合が710.5%のとき人口1人当たり残額が最大になる。返礼割合が極端な数値になるのは、返礼品を充実して寄附額を獲得するという、当時の返礼品競争を反映していると考えられよう。実際、2017年度データについて横軸を2%刻みの返礼割合、縦軸を人口1人当たり寄附額にして市町村をプロットしてみると、きれいな指数関数の形状が描かれる。返礼割合が40%あたりまで緩やかに上昇したあと、返礼割合が60%まで勾配がさらに急になる。返礼割合が60%を超えると寄附額はようやく低下する。

図表6 返礼割合と人口1人当たり残額の関係に関する推定式

	対象	a	b	c	p 値	決定係数	最大値	
							x	y
2017	31	0.044	-0.000	0.694	0.000	0.577	710.5	16.3
2018	30	0.125	-0.001	0.162	0.000	0.501	50.4	3.3
2019	26	0.175	-0.003	0.683	0.006	0.358	31.2	3.4
3ヵ年	31	0.095	-0.001	0.680	0.000	0.616	49.2	3.0

(注) 1. 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」2017~2019年度から作成。
 2. 各年度(外れ値除外後)の返礼割合2%ごとの階層別集計による。

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

- ・人口1人当たり残額が最大になるときの返礼割合は、2018年度には50.4%に低下し、さらに2019年度には31.2%に落ち着いている。2019年度には、人口1人当たり寄附額からみた返礼割合の最大値にかなり接近してきているが、それでも人口1人当たり残額が最大になるときの返礼割合のほうが大きい。ということは、返礼割合の引き上げによって残額を拡大させようとするインセンティブが依然として働きうることを示唆している。
- ・対象市町村（外れ値除外後）の単純平均でみると、人口1人当たり寄附額は2017年度4,000円→2018年度4,500円→2019年度6,100円に増大した¹⁵⁾。この間、返礼割合は29.3%→26.2%→24.7%に低下した。その結果、人口1人当たり残額は1,930円→2,560円→3,340円に増大している。これも返礼割合規制による影響とみられる。

(4) 残額の大小2群の差

図表5によれば、返礼割合が40%半ばあたりになると、人口1人当たり残額がより大きい市町村とより小さい市町村とに分かれてくることが分かる。では、両群になにか違いはあるのだろうか。

図表7は、2017～2019年度の3ヵ年データ（外れ値除外後の延べ4,504市町村）について、①返礼割合が最大値の49.2%を超え、②人口1人当たり残額がそれぞれ信頼区間の上下95%を超える市町村を対象に、両群の有意差を検定したものである。対象数は残額大32団体、残額小66団体である。

図表7から下記のことが指摘される。

- ・残額大の市町村は、残額小の市町村に比較して、平均人口は3分の2の26,882人であるが、基準財政収入額の約16%に相当する多額の寄附金を集めている。それだけ返礼品をはじめとする総費用に支出する余裕があ

15) 全市町村（1,718団体）における寄附額の合計は、2018年度の5,074億円から2019年度の4,802億円に減少したが、外れ値を除いた本稿の対象市町村においては2,035億円（1,504団体）から2,795億円（1,529団体）に増大している。

図表7 人口1人当たり残額の大小2群間の有意差

		残額小	判定	残額大	p 値
人口 (人)		40,353		26,882	0.141
ふるさと納税寄附金	返礼割合 (%)	55.76	>	53.98	0.067
	総費用割合 (%)	68.88	>	65.58	0.070
	1件当たり寄附額 (千円)	26.52		36.00	0.226
	人口1人当たり寄附額 (千円)	5.09	<<<	16.64	0.000
	人口1人当たり返礼品調達額 (千円)	2.93	<<<	9.01	0.000
	人口1人当たり総費用 (千円)	3.79	<<<	10.98	0.000
	人口1人当たり残額 (千円)	1.30	<<<	5.65	0.000
	寄附額÷基準財政収入額 (%)	4.72	<<<	16.09	0.000
特定目的基金	人口1人当たり歳出決算額 (千円)	13.91	<	22.00	0.079
	人口1人当たり取崩し額 (千円)	11.65		14.85	0.425
	人口1人当たり残高 (千円)	157.27		171.60	0.745
	基金残高増加率 (%)	4.92		17.80	0.280
人口1人当たり一般単独事業費 (千円)		172.01		180.76	0.685
人口1人当たり単独普通建設事業費 (千円)		67.03		64.03	0.831

- (注) 1. 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」2017～2019年度, 同「ふるさと納税受入額及び受入件数」2017～2019年度から作成。
 2. 両群の設定方法は本文を参照。対象数は残額小66市町村, 残額大32市町村。
 3. 判定は両群の平均に関する Welch の t 検定結果。記号1つは10%水準, 2つは5%水準, 3つは1%水準。記号の方向は大小関係を示す。

り, なおかつより多くの残額を確保している。人口1人当たりでみた寄附額, 返礼品調達額, 総費用, 残額については, 残額大の市町村の値が有意に大きい。

- ・残額小の市町村における人口1人当たり寄附額は5,090円であり, けっして少ないわけではない(図表1aを参照)。しかし, 残額大の市町村の3分1にとどまる。ところが返礼割合については2ポイント近く, 総費用割合については3ポイントあまり, それぞれ残額小が有意に上回っている。残額小の市町村において総費用割合と返礼割合が高い理由として, 全市町村のなかでは比較的多い寄附金に対処するため, 返礼品調達費,

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

返礼品送付費，決済費，事務費などに支出せざるをえない一方で，残額大の市町村に比べれば，それらの支出を埋め合わせるだけの規模の寄附金がないことが考えられる。

- ・人口1人当たり特定目的基金については全般にバラツキが大きく，両群間で有意差はみられない。そのなかで歳出決算額（後出）については10%水準ではあるが，残額大の市町村が有意に大きい。このほか有意ではないものの，特定目的基金の前年度残高と当年度残高の増加率については，残高小の市町村で4.9%であるのに対し，残額大の市町村では17.8%と高いことも特筆される。
- ・詳細は次項でもう一度取り上げるが，多額の寄附金を集めている市町村では，ハード・ソフト両面で独自の事業を実施していることが予想される。しかし，目的別歳出における一般行政経費（単独事業費）のうち総務費を除いた一般単独事業費についても¹⁶⁾，性質別歳出における普通建設事業のうち単独事業費についても，両群間で有意な差はない。人口1人当たりで見ればおむね同程度である。

歳出決算額については注釈が必要である。寄附金を受け入れた市町村の多くは，いったん特定目的基金に積み立て，それを取崩して一般会計に繰り入れて支出している。当年度末基金残高＝前年度末基金残高＋歳出決算額＋取崩し額＋歳計剰余金処分金＋調整額である。歳出決算額というのは，基金造成のために毎年度の予算に計上され，実際に支出された額のことである。

伊藤（2020）によると，人口1人当たり寄附額が突出して多い市町村で

16) 一般行政経費（単独事業費）は、「地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策，社会福祉施策，国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ，地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等，地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに，その秩序を維持し，住民の安全・健康，福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から，給与関係経費，公債費，維持補修費，投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり，広範な内容にわたっている」とされる（総務省「地方財政白書」）。

は歳出決算額の規模が有意に大きいことが指摘されている¹⁷⁾。図表7をみると、残額大の市町村について同様のことがいえそうである。多額の寄附金を集めて歳出決算額に計上する一方、取崩し額が相対的に少ないため、結果として特定目的基金を積み増ししている様子が見てとれる。

(5) 寄附額と一般単独事業費の関係

一般行政経費（単独事業費）は、人件費、投資的経費、公債費などを除いた経費であり、いわゆるソフト事業におおむね相当する（脚注16を参照）。ふるさと納税寄附金が多額であれば単独事業費の規模も大きくなると考えられる。単独事業費は民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費、教育費、総務費などから構成されるが、このうち総務費には注意が必要である。総務費の相当部分は性質別歳出という人件費と積立金から構成される。つまり、人件費と基金造成にかかわる総務費は、民生費や教育費のような一般行政サービスに支出されるわけではない。そこで以下では、単独事業費から総務費を引いた額を「一般単独事業費」と呼ぶ。

伊藤（2020）によると、人口1人当たり寄附額が突出して多い市町村では、総務費を含む単独事業費の規模と伸びが有意に大きい半面、総務費を除いた一般単独事業費については対照群と同じような水準にあるとされる。本稿でも同様に図表7で検討したとおり、一般単独事業費についても単独普通建設事業費についても、残額大の市町村と残額小の市町村にあだに有意な差はない。ということは人口1人当たりで見ると、残額大の市町村は多額の寄附金を集めても、一般行政サービスならびに単独普通建設事業には残額小の市町村と同程度にしか使わず、むしろ特定目的基金の積み増しに回していることになる。

17) 伊藤（2020）では、その理由として、連続して多額の寄附金を集めている市町村では、いわば「学習効果」のように前年度の実績をもとに当年度の積立金を見積もっていることが考えられることに加え、補正予算の補正によって歳出決算額を年度途中で大幅に変更していることが考えられるとしている。

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

図表8は、2017～2019年度の3ヵ年データ（外れ値除外後の延べ4,504市町村）をもとに、返礼割合と人口1人当たり一般単独事業費の関係をみたものである。図表3ならびに図表5と対照的に、下に凸の2次関数の形状をしていることが分かる。2次関数の推定結果は下記のとおりである。推定式のp値は1%未満であり、決定係数は少し低く0.356である（図表9を参照）。

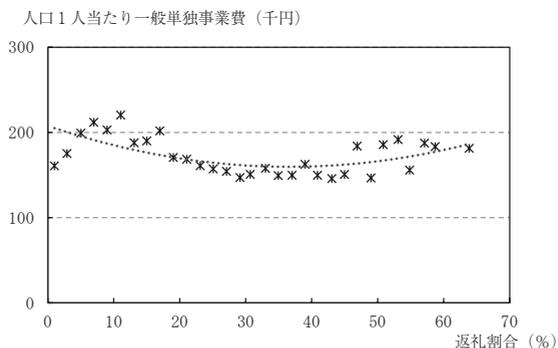
y：人口1人当たり一般単独事業費，x：返礼割合

$$y = -2.627x + 0.036x^2 + 207.73 \quad (F \text{ 値} 7.75, p \text{ 値} 0.002)$$

この推定式によると、返礼割合が36.6%のとき、人口1人当たり一般単独事業費は15万9,700円で最小になる。図表9は、年度ごとに2次関数の係数を推定したものである（2019年度については有意とはいえない）。図表8と図表9から下記の点が指摘される。

- ・返礼割合を抑制している市町村では、一般単独事業費により多くを確保

図表8 返礼割合額と一般単独事業費の関係



- (注) 1. 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」2017～2019年度，総務省「市町村別決算状況調」2017～2019年度から作成。
2. 対象は2017～2019年度の延べ4,504市町村（外れ値除外後）。
3. 返礼割合2%ごとの階層別集計

図表9 返礼割合と人口1人当たり一般単独事業費の関係に関する推定式

	対象	a	b	c	p 値	決定係数	最小値	
							x	y
2017	31	-1.617	0.018	191.91	0.050	0.193	43.7	156.6
2018	30	-5.916	0.094	244.26	0.001	0.422	31.4	151.4
2019	26	-4.473	0.088	220.58	0.209	0.127	25.5	163.5
3 ヶ年	31	-2.627	0.036	207.73	0.002	0.356	36.6	159.7

- (注) 1. 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」2017～2019年度から作成。
 2. 各年度（外れ値除外後）の人口1人当たり寄附額1,000円ごとの階層別集計による。

できるが、返礼割合を高めていけば少なくなる。最小値を超えると、一般単独事業費は少し増加するが、それほど大きくはない。返礼割合が40%台半ばあたりから少し増加するのは、前述のとおり、寄附金がより多額であれば返礼品に支出しても残額がより多く確保できるからだと考えられよう¹⁸⁾。

- ・ 3 ヶ年データにおける最小値36.6%は、返礼割合規制を超過している。これより左方にシフトすれば返礼割合規制を下回るとともに、人口1人当たり一般単独事業費は増加することが見込まれる。
- ・ 3 ヶ年データにおける最小値36.6%は、人口1人当たり残額との関係からみた返礼割合の最大値49.2%より13ポイント近く小さく、人口1人当たり寄附額との関係のみみた返礼割合の最大値32.5%に近接している。
- ・ 人口1人当たり一般単独事業費が最小になるときの返礼割合は、2017年度43.7%→2018年度31.4%→2019年度25.5%であり、年度を追って低下している。いうまでもなく、これは人口1人当たり寄附額との関係からみた返礼割合の変化（図表4b）に対応している。

18) 2017～2019年度の3 ヶ年データ（外れ値除外後の延べ4,504市町村）について、人口1人当たり寄附額の平均を求めてみると、返礼割合50%以上かつ人口1人当たり一般単独事業費20万円以上の22市町村では8,600円であるのに対し、返礼割合50%以上かつ人口1人当たり一般単独事業費12万円未満の23市町村では約半分の4,400円である。

5. ま と め

本稿における分析と考察の要点は、以下のようにまとめられる。

- ①ふるさと納税寄附金制度には、人口1人当たり寄附額が増えれば増えるほど、返礼品などの費用をかけても残額は増えるという、いわば内在的なインセンティブが働くと考えられる。
- ②2019年度に導入された返礼割合規制が返礼品競争の抑制に影響したことは間違いない。第1に、2018年度まで増勢を続けた寄附金は、2019年度には272億円減（5.4%減）に転じた。第2に、返礼割合が30%を超える市町村は、2017年度に829団体（1,718団体の48.3%）であったが、2018年度に456団体（26.5%）、そして2019年度には156団体（9.1%）に減少した。第3に、人口1人当たり寄附額と返礼割合の関係において最大となる返礼割合は、2017年度40.6%、2018年度33.8%、2019年度27.6%に低下した。第4に、人口1人当たり残額は、2017年度1,930円、2018年度2,560円、2019年度3,340円に増加した。
- ③2019年度についてみると、返礼割合基準30%と最大値27.6%のあいだに520団体（1,529団体の34.0%）が集中している。これは鈴木（2019）が指摘するように、返礼割合が「3割なら許容」と受け止めた市町村が多かったことを示唆している。
- ④一方、市町村にとって寄附額を増やせば増やすほどよいというわけではない。返礼割合に対する人口1人当たり残額の関係において残額が最大となる返礼割合は、2017年度710.5%、2018年度50.4%、2019年度31.2%に低下している。低下したとはいえ、各年度とも人口1人当たり寄附額との関係からみた返礼割合の最大値に比較して大きい。市町村にとっては返礼割合基準を超えるか、そのぎりぎりまで返礼割合を維持すればより多くの残額を確保できることになる。これも返礼割合を高止まりさせている理由と考えられる。
- ⑤返礼割合が約50%を超えると、人口1人当たり残額が大きくなる市町村

と小さくなる市町村とに分かれる。残額大の市町村は人口規模が小さく、多額の寄附金を獲得している。にもかかわらず人口1人当たり一般単独事業費ならびに単独普通建設事業費は、残額小の市町村の水準とあまり変わらない。残額大の市町村は、返礼品などに使った寄附金の残額を一般行政サービスに支出せず、特定目的基金の積み増しに回しているとみられる。これは貴重な財源のいわば死蔵であり、マクロ経済的にも望ましいことではない。

- ⑥人口1人当たり一般単独事業費との関係からみた返礼割合の最小値は、3ヵ年データで36.6%、2019年度に25.5%である。これは、人口1人当たり残額との関係からみた返礼割合の最大値（3ヵ年データで49.2%、2019年度に31.2%）より低い。市町村にとっては、前者の最小値より右方であれば、より多くの残額とより多くの一般単独事業費を確保することができる。このことも返礼割合の高止まりにつながっていると考えられる。

ふるさと納税寄附金制度は、興味深い仕組みではある。しかし、きわめて問題の多い制度でもある。深澤（2019）、末松（2020）などで指摘されているとおり、同制度は、地方団体間の租税競争、居住地からの個人住民税の流出、流出した個人住民税に対する地方交付税措置、寄附控除における都道府県・市町村住民税と所得税の競合といった負の財政的外部効果をもたらしている。同制度を続けるのであれば、当面、下記のような政府介入が必要と考えられる。

第1に、返礼割合規制の強化である。残額と一般単独事業費の確保という観点からすれば、返礼割合は20%台後半から30%程度が望ましいと考えられる。後述のような寄附金の規模や使途の問題と絡ませながら、返礼割合の適切な水準を引き続き検討していく必要がある。

第2に、ふるさと納税寄附金の肥大化を抑制するため、返礼割合規制に加えて、寄附額そのものに上限を設定することが考えられる。たとえば、人口1人当たりでみた寄附額が一定の水準を超えれば、超過した部分を基

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

準財政収入額に算定することが考えられよう¹⁹⁾。

第3に、情報の開示と説明の徹底である。たしかに地方団体の96.4%はふるさと納税の募集に際して「使途を選択できる」とし、73.4%は「受入額実績・活用状況（事業内容等）の両方を公表している」としている²⁰⁾。しかし、肝心なのはその中身である。西村ほか（2017）によると、2014年度に市町村を対象に実施した調査において、「選択可能な個別の使途について具体的な説明文を併記している」という市町村は31.3%、「過去に集まったふるさと納税の使用実績を公開している」という市町村は46.5%である。2014年度時点から改善されたかもしれないにせよ、いまなお多額の寄附金を集めている市町村においては、十分に情報開示がされていない例が少なくない。使途として見かけ上はいずれかの事業に配分されていても、特定目的基金に編入され、実際に使われていない例もある。そのため市町村に対して、ふるさと納税寄附金の使途を明確にして募集するとともに、使途の結果をていねいに説明するよう義務づけることが必要である。これは、返礼品にとらわれた一部の寄附者ならびに地方団体に対して、寄附の本来の理念を思い起こさせる契機になるという点でも重要である。

[謝 辞]

本稿は、日本地方財政学会第29回大会（2021年6月6日、さいたま市ソニックシティ）での発表原稿を加筆・修正したものです。同大会の分科会は、オンラインで開催されました。討論者の鷺見英司・日本大学教授にはていねいなご助言とご示唆をいただきました。関係者の方々にあらためまして心からお礼申しあげます。

19) 2019年度の場合、人口1人当たり寄附額が2万円を超えるのは1,718市町村（外れ値除外前）のうち273市町村（15.9%）であるが、このうち235市町村では寄附額が基準財政収入額の20%を超え、160市町村（9.3%）では基準財政収入額の30%を超えており、さらに35市町村（2.0%）では寄附額が基準財政収入額より多い。

20) 総務省自治税務局「ふるさと納税に関する現況調査結果」（2020年度実施）による。対象は都道府県・市区町村の合計1,788団体。

[文 献]

- 磯道 真 (2019), 「ふるさと納税の収支尻——373団体は交付税加味しても“赤字”返礼品競争の拡大で制度にゆがみ——」, 『日経グローバル』, No. 372, pp. 24-29.
- 伊藤敏安 (2020), 「市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか?」, 『修道法学』, 第43巻第1号, pp. 59-107.
- 事業構想大学院大学出版部 (2017), 『ふるさと納税実務者ガイド』
- 重藤さわ子, 織田竜輔, 森山慶久, 藤山 浩 (2020), 「ふるさと納税返礼品へのLM3 調査手法適用による地域経済効果分析」, 『事業構想研究』, 第3号, pp. 35-40.
- 末松智之 (2020), 「ふるさと納税の返礼率競争の分析」, 『財務総合政策研究所 Discussion Paper Series』, No. 20A-04, 通巻340号, pp. 1-24.
- 鈴木善充 (2019), 「ふるさと納税返礼品規制の影響」, 『生駒経済論叢』, 第17巻第1号, pp. 1-19.
- 鈴木善充, 橋本恭之 (2017), 「ふるさと納税に関する研究——北海道下の市町村データによる分析——」, 『生駒経済論叢』, 第15巻第2号, pp. 21-31.
- 須山 聡 (2020), 「ふるさと納税にみる所得再配分機能と地域振興」, 『駒澤地理』, 第56号, pp. 1-21.
- 高橋勇介, 要藤正任, 小嶋大造 (2019), 「ふるさと納税制度の利用者の属性と要因分析——一般的な「寄附」との比較からの検証——」, 『経済政策ジャーナル』, 第16巻第1号, 通巻第81号, pp. 14-27.
- 富田武宏 (2017), 「ふるさと納税制度による税源の偏在は正機能と限界」, 『立法と調査』, No. 386, pp. 88-100.
- 西村慶友, 石村知子, 赤井伸郎 (2017), 「ふるさと納税（寄付）のインセンティブに関する分析——個別自治体の寄付受け入れデータによる実証分析——」, 日本地方財政学会編『“地方創生”と地方における自治体の役割』, pp. 150-178.
- 橋本恭之, 鈴木善充 (2016), 「ふるさと納税制度の現状と課題」, 『会計検査研究』, No. 54, pp. 13-38.
- 橋本恭之, 鈴木善充 (2021), 「ふるさと納税制度の見直しの影響について」, 『関西大学経済論集』, 第70巻第4号, pp. 557-571.
- 深澤映司 (2019), 「ふるさと納税を背景とした諸現象の本質」, 『レファレンス』, 通巻第818号, pp. 53-79.
- 松田英嗣 (2019), 「損益計算書でみる全国47都道府県の“ふるさと納税”事情——“ふるさと納税”の持続可能性を高めるために——」, 『日経研月報』, 通巻494号, pp. 26-33.
- 宮本由紀, 宮野充裕 (2019), 「返礼品がふるさと納税件数に及ぼす影響——東海3

伊藤：ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？

- 県の市町村データを用いた分析——], 『都市情報学研究』, 第24号, pp. 19-28.
- 武者加苗 (2019), 「北海道内市町村におけるふるさと納税受入額の決定要因分析」, 『札幌大学総合研究』, 第11号, pp. 49-57.
- 矢部拓也, 笠井明日香, 木下 齊 (2017), 「“ふるさと納税”は東京一極集中を是正し, 地方を活性化しているのか——都道府県・市町村収支データと財政力との関係から考える——」, 『徳島大学社会科学研究』, 第31号, pp. 17-70.
- 吉井俊弥 (2018), 「ふるさと納税の現況調査結果等」, 『地方財務』, 第771号, pp. 31-63.
- Yamamura, Eiji; Tsutsui, Yoshiro; Ohtake, Fumio (2017), “Altruistic and selfish motivations of charitable giving: Case of the hometown tax donation system in Japan”, *ISER Discussion Paper*, No. 1003, pp. 1-26.